

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月21日
条例の題名	三重県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例	公 布 日	平成17年10月21日
条 例 番 号	平成17年三重県条例第68号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	地域連携部IT推進課	電 話 番 号	059-224-2200
条例の概要	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第7条第1項の趣旨にのっとり、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めるものである。	条例の 類型	法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めており、条例での規定が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	他の条例、規則の規定による書面の保存等に代えて電磁的記録を行う場合この条例の対象となる。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	他の条例、規則を対象とした共通事項を定めるため、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨にのっとり内容であり、法令に抵触しない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョン 行政運営7「IT利活用の推進」
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織等を使用できるようにするためのものであり、一部であっても規定を廃止した場合、電磁的方法による情報処理の促進、県民の利便性の向上に支障が生じると考える。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であつて、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であつて、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	民間事業者等が行う書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図るものであり、全ての県民を対象とするものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無
			有効期限に関する規定の有無
改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無
			無